

印鑑登録に必要な手続き

内容	申請の方法	申請時に必要なもの	料金
A 新しく印鑑を登録したいとき	①本人申請 (身分証明書等の提示)	①登録する印鑑 ②車の免許証等	200円
	②本人申請 (保証書作成)	①登録する印鑑 ②保証書	
	③本人申請 (本人あて照会書の郵送)	①登録する印鑑 ②照会書	
	④代理人申請 (本人あて照会書の郵送)	①登録する印鑑 ②照会書 ③代理人の認印	
B すでに登録してある印鑑を変えたいとき	上記Aと同じ方法	上記Aの他に、すでに登録してある印鑑と以前の手帳が必要です。	200円
C 汚れ・紛失などで手帳の再発行を受けるとき	上記Aと同じ方法	上記Aと同じ	200円
D 本人死亡・転出などで手帳が不用になったとき	代理人でもかまいません。不用になった印鑑手帳を市民生活課窓口へ返却してください。		—

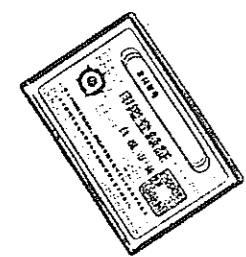
録申請者が本人であることを保証してもらわなければなりません。保証書と登録する印鑑があれば、すぐ手続きが済み、その場で印鑑手帳が交付されます。

③本人申請 (本人あて照会書の郵送)

①と②は、市民生活課窓口で登録申請者が本人であることを確認できる場合です。どうしても本人であるか否かが確認できない場合もあります。そんな場合は、照会書を市民生活課から本人あてに郵送します。それに回答して、再び市民生活課窓口へ持参されたとき、はじめて手続きが終わり、印鑑手帳が交付されます。この方法は照会書を郵送するため、交付されるまで日数がかかります。

④代理人申請 (本人あて照会書を必ず郵送)

本人が病気や勤務の都合でどうしても市民生活課の窓口に来れない場合は、代理人が印鑑登録を申請することもできます。ただし、本人が署名押印した「代理人選任届」を添付して登録申請を行うことが必要です。本人の意思を確認するため、③と同じく本人に照会書を郵送します。本人がこれに回答し、再び本人か代理人が市民生活課の窓口へ持参したとき、はじめて手続きが終わり、印鑑手帳が交付されます。③と同様に照会書を郵送するため、交付されるまで日数がかかります。



▽職業・資格・会社名・屋号など氏名以外の事項を表わしているもの

▽材質が変形しやすいもの(ゴム印など)

▽大量に生産されたもの(いわゆる三文印など)

▽一辺または直径の長さが8mm以下のもの、また同じく長さが25mmを超えるもの

▽ローマ字で表わしたもの

登録できる印鑑

印鑑登録できる印鑑とできない印鑑がありますので、これから実印を作る人は注意してください。登録できる印鑑は、戸籍や住民基本台帳に記載された文字でなければなりません。「氏名の全部」「氏のみ」はもちろん、「名のみ」でも登録できます。

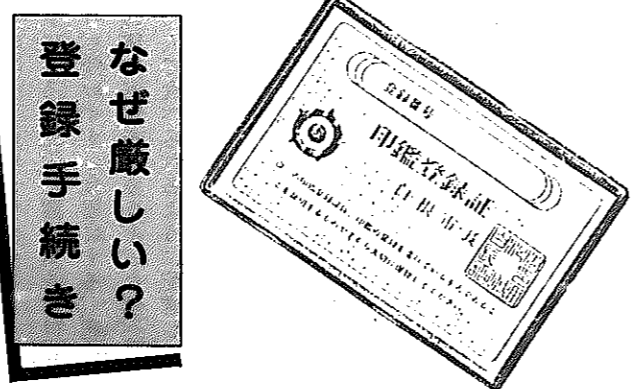
逆に登録できない印鑑は次のとおりです。

なぜ厳しい？ 登録手続き

印鑑登録の手続きは、以上述べたようにたいへん厳しいのです。なぜかという点、私たちの財産にかかわる問題ですから、本人の意思をじゅうぶんに確認しなければならぬからです。

ときどき「妻の印鑑証明を早くほしい。この印鑑を登録して、今すぐ証明書を発行してほしい」というようなケースを耳にします。しかし、印鑑登録には「親子だから妻だから」という理屈は通用しません。必ず代理人申請の手続きをしなければならず、回答書を持参した後でなければ、印鑑手帳も印鑑証明書も発行されません。

急いで印鑑証明がほしい場合は、必ず本人が市民生活課窓口へ来て手続きしましょう。



シリーズ No.3

たいせつです 印鑑登録・証明

市民生活課 市民窓口係 ☎373-2111 ㊤204

クイズ
なぜ
印鑑手帳には、
住所・氏名が書いて
いないのでしょうか

実印悪用防止のための印鑑手帳

第一回は戸籍、第二回は住民基本台帳と、シリーズで特集してきました市民生活課の窓口事務の最終回は、印鑑登録とその証明についてです。私たちの財産に関係する書類に必要で、とてもたいせつな印鑑登録制度と印鑑証明について詳しく説明します。

印鑑手帳は、白根市の住民基本台帳に登録されている十五歳以上の市民(禁治産者を除く)が、一人につき一個の印鑑を市役所市民生活課へ届け出て、登録を終了すると交付されます。届け出た印鑑は実印と呼ばれます。実印は重要な文書などに押し、例えば契約書であれば、本人が確かに契約したことを証明します。

さて、ここでクイズの答えです。印鑑手帳に住所や氏名が書いていないのは、落としたり紛失したりしたときに、悪用されることを防ぐためです。万一の場合を考え、住所や氏名を記載せず、登録番号だけが記入されているわけです。以前は印鑑証明書交付申請など

これが印鑑手帳です

のとき、すべてそのつど登録印鑑が必要でした。そのため、重要な登録印鑑を紛失するおそれもあり、市では、昭和五十年六月一日から「印鑑手帳方式」に切り替えました。これにより一度印鑑を登録すれば、そのつどいちいち実印を持参する必要はなく、しかも印鑑の紛失、盗難といった災難が解消されました。

現在の印鑑証明の発行は、実印が必要ないことから、代理人であっても、印鑑手帳を持参した人を本人とみなし、発行しています。

迷子になったらたいへん

たいせつな印鑑手帳を迷子にしないよう気をつけましょう。探しても見当たらない場合は「亡失届」の申請をし、新たに新規登録と同じ手続きをしなければなりません。手数料(200円)もかかります。

また、家族で何人も手帳を持っていて、どの手帳がだれのものか分からないというケースもあります。自分の手帳は自分で覚えておくか、メモしておくとう便利です。

印鑑登録の手続き

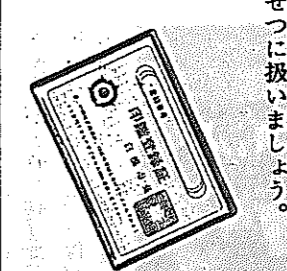
登録手続きには次の四つの方法があります。いずれも手続きが済みと同時に印鑑手帳が交付され、この手帳で印鑑証明書を請求するわけです。

①本人申請(身分証明書等の提示)

印鑑登録しようとする本人が窓口へ来て、登録する印鑑、車の免許証などの写真付きの身分証明書などを提示すれば、いちばん簡単に手続きが済みます。その場ですぐ、印鑑手帳が交付されます。

②本人申請(保証書作成)

①のような車の免許証などがない場合は、保証書(用紙は市民生活課窓口)が必要です。白根市ですでに印鑑登録をしている人に、登



文書の内容によって、私たちは財産を失ったり、連帯責任を負わせられたりする場合もあります。印鑑証明には重大な危険性があることを忘れてはなりません。たいせつに扱きましょう。

重要な文書には印鑑証明が必要

私たちが不動産を登記したり、重要な契約を結んだり、保証人になったりするとき文書を作成します。文書には実印を押し、印鑑証明を添付しなければなりません。なぜこんな証明が必要なのでしょう。